

第 6 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成28年2月22日

開 会 中

場所 全員協議会室

第6回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成28年2月22日(月曜日)

午後1時28分開議

午後2時23分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPP協定署名等の動きについて
- (2) TPP協定に対する意見書の提出について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について
- (4) その他

出席委員(13人)

委員長 前川 収
副委員長 藤川 隆夫
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 荒木 章博
委員 城下 広作
委員 吉永 和世
委員 坂田 孝志
委員 西 聖一
委員 浦田 祐三子
委員 岩本 浩治
委員 山本 伸裕

欠席委員(1人)

委員 重村 栄

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征夫
政策審議監 坂本 浩
首席審議員兼
企画課長 吉田 誠

知事公室

政策調整監 平井 宏英

総務部

人事課長 青木 政俊

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 渡辺 克淑

健康危機管理課長 岡崎 光治

首席審議員兼

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

薬務衛生課長 和久田 俊裕

環境生活部

環境政策課長 家入 淳

くらしの安全推進課長 開田 哲生

商工観光労働部

政策審議監

兼商工政策課長 奥 菌 惣 幸

産業支援課長 古森 美津代

企業立地課長 寺野 慎吾

農林水産部

部長 濱田 義之

生産局長 園田 誠

農林水産政策課長 白石 伸一

農産課長 酒瀬川 雅士

園芸課長 潮崎 昭二

畜産課長 中村 秀朗

林業振興課長 宮田 修

水産振興課長 木村 武志

土木部

首席審議員

兼監理課長 成富 守

出納局

管理調達課長 田上 英充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福島 哲也

議事課主幹 榎原 俊郎

午後1時28分開議

○前川収委員長 ただいまから、第6回TPP対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部から、TPP協定署名等の動きについての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、説明をお願いいたします。

○吉田企画課長 企画課の吉田でございます。

昨年10月5日に大筋合意されましたTPP協定につきましては、今年4日に、ニュージーランドにおいて、参加12カ国による署名が行われました。本日は、こうした動きと、昨年末に国が公表した経済効果分析などについて御説明いたします。

なお、私の説明の後、農林水産物への影響試算について、農林水産部から説明をいたします。

まず、資料の1ページ目をごらんください。

TPP大筋合意以降の国の主な動きとこれからの予定について御説明させていただきます。

昨年12月10日の第5回TPP対策特別委員会以降の動きですが、昨年12月24日に、国からTPP協定の経済効果分析結果が公表されております。これについては、後ほど御説明いたします。

次に、年が明けまして1月20日に、国の平成27年度補正予算が成立しております。この補正予算には、TPP関連政策大綱実現に向けた施策として、3,403億円が計上されております。

また、2月2日には、協定に署名するため

の閣議決定が行われ、あわせて協定の日本語仮訳文が公表されております。

次に、翌々日の2月4日に、署名式とTPP閣僚会合が開催されました。内閣府の高鳥副大臣が政府代表として出席されておられます。

その下から、これからの予定、想定でございますが、関連法律の改正案とあわせて、TPP協定の承認について国会提出がなされ、審議が行われることとなると考えております。そして、署名12カ国による国内手続を経て、時期は明らかではありませんが、協定が発効するということが政府の想定になるかどうかというふうに思っております。

続きまして、2ページをごらんください。

県議会、県の主な取り組みでございます。

前回の特別委員会以降の動きにつきまして、下線を引いております。

まず、昨年12月15日ですが、議長と知事による政府要望活動を実施しております。農林水産省では、森山大臣に要望書をお渡ししております。

次に、12月17日に、県議会からTPP協定に関する意見書が提出されております。

右下の四角の最下段に下線を引いておりますが、先々週の2月10日に、TPP協定に係る熊本県対策連絡会議を開催しております。

続きまして、資料をめくっていただき、3ページをごらんください。

こちらにつきましては、12月定例会におきまして、県議会において採択されました意見書を掲載しております。

記以下の3の部分でございますが、地方の基幹産業である農林水産業への影響を及ぼさないよう、持続的な発展を図るため、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保し、万全な対策を速やかに実行すること、なお、野菜、果樹などの農林水産物についても、重要5項目と同様に万全の対策を講じること、さらに、豊かな自然環境、良好

な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持、発展にも十分配慮することとされております。

次に、4ページをごらんください。

こちら、昨年12月15日に政府に対して本県が要望を行った事項を抜粋しております。

5ページをごらんください。

この5ページから9ページまでが、昨年12月24日に国が公表したTPP協定の経済効果分析について、その概要版のほうを掲載させていただいております。

これについては、先月19日に、政府による都道府県担当者向け説明会が開催されております。その内容を踏まえて御説明いたします。

まず、1の経済効果分析についてでございます。

四角の中の2つ目の丸ですが、2013年に、交渉参加を前に公表された政府統一試算との違いについて説明しております。

1行目にありますとおり、今回の分析も、前回と引き続き、GTAPと言われる経済モデルが使用されております。

なお、GTAPは、世界貿易分析プロジェクトの略称ということで、OECDやWTOなどの国際機関がデータ作成に協力しているモデルであり、これに内生メカニズムなどをつけて分析を行うということの説明でございました。

前回の試算との違いですが、下から3行目ですが、関税に関する効果に加え、非関税措置によるコスト縮減、貿易・投資促進効果、さらには、貿易、投資が促進されることで生産性が向上することによる効果も含めたということで、前回からこの点が付加されております。

下の図にありますけれども、大きな矢印で、試算されるGDPの拡大幅ということで示されている部分でございますが、この効果の発現時期について、内閣官房の説明により

ますと、一般論で言うと、10年から20年後という形で説明がされております。

次に、6ページでございますが、こちらが、政府が想定する成長のメカニズムについて記載をされております。

四角の中の2番目の丸でございますが、2つの外生的変化ということで、(1)の関税引き下げということだけではなく、(2)の貿易円滑化、非関税障壁削減ということが、このTPPの成長メカニズムで見込まれているということです。

(2)につきましては、貿易に関するコストが下がることで、輸入価格が低下するように捉えられているというふうな説明になっております。

次の丸の部分でございますが、内生的成長メカニズムについて記載されております。

これは、この状況の変化がどのようにGDPに影響を与えるかということ、このGTAPモデルというものにつけるといふ説明でございました。

①については、輸出入が拡大することで、貿易開放度が上昇すると、それに伴って生産性が上昇するというメカニズムでございまして、貿易開放度はGDPに占める輸出入の割合であり、こちらは実証研究等を参考にしているということでした。

そして、②ですが、生産性が上昇することで実質賃金率が上がって、労働供給がふえるというメカニズムについても、この2点については今回追加されたということでございます。

次に、7ページをごらんください。

農林水産分野の評価でございます。

説明については、こちらは省略をさせていただきますが、四角で囲んである試算の結果に、太字で記載をさせていただいております。

また、農林水産物の生産減少額については、1,300億から2,100億という形にされてお

ります。

その下の行には、食料自給率への影響ということで、カロリーベースと生産額ベースについては、おおむね維持されるというふうな結果になっているということでございます。

この試算結果についても、先ほど説明したG T A Pモデルに加えて、国全体の結果ということで算出をされているところでございます。

次に、8ページをごらんください。

分析の結果という形でまとめられておりますけれども、上の丸、2行目でございますが、実質G D P水準で2.6%の増加、2014年度のG D Pを用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれ、労働供給は約80万人増と見込まれるとされております。

次に、資料をめくっていただきまして、9ページでございます。

こちらにつきましては、T P Pによる新たな成長経路の実現というものを示したものでございます。

一番上の丸でございますが、本分析は、G D P増等の試算を行うのみが目的ではなく、T P Pによる成長メカニズムを明らかにすることで、我が国経済を新しい成長経路にのせるための官民の行動が重要であるということを示すものとあります。

下の絵の部分につきましては、前回の委員会で御説明いたしました、総合的なT P P関連政策大綱で提示されました新輸出大国、グローバルハブ、農政新時代等の施策の方向性が記載されております。

次に、10ページをごらんください。

10ページから12ページは、経済効果分析と同日に公表されましたT P Pをめぐる懸念や不安に関するQ & Aという政府の資料から、一部抜粋したものを掲載させていただいております。

まず、初めの問いでございますが、農林水産業が打撃を受けるのではないかとこのもの

でございます。

政府の答えとして、1段落目の2行目、関税撤廃の例外に加え、国家貿易制度の維持、関税割り当てやセーフガード、関税削減期間の長期化などの措置が確保できたとされ、2段目、最後の部分でございますが、今後とも確実に再生産が可能となるよう、農林漁業者の不安に万全の措置を講じていくとされております。

次の問いでございます。食の安全や安心が損なわれないかという問いに対しましては、下線部のとおり、残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品等の安全性審査や表示を含め、T P P協定によって日本の食の安全、安心に関する制度変更は行われませんと、政府のほうではしております。

次に、資料をめくっていただきまして、11ページをごらんください。

こちらは、交渉参加前に行われた衆参両議院の農林水産委員会決議にもありますI S D S手続でございます。I S D S手続は、投資家と国との紛争解決手続の略称でございます。

こちらにつきましては、I S D S手続が認められたことで、国民皆保険制度、環境規制や食の安全に関する制度について、外国から訴えられ、変更せざるを得なくなるのではないかとこの問いでございますが、答えといたしましては、下線部分でございます。

I S D Sについては、投資に関して内外無差別、正当な補償なしに採用しないとする投資の章に規定されているルールなどに国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、国際仲裁廷に損害賠償を求める訴えを提起するものであり、そもそも制度の変更を求めるものではないという形になっております。

また、下の下線部でございますが、I S D Sの対象は、投資に関するルール、投資の許可または投資に関する合意のいずれかに違反した場合に限られているため、食品安全に関

するSPSのルールなど、他のTPP協定のルール違反はISDSの対象ではないというふうにしております。

次に、12ページをごらんください。

まず、医薬品の価格が高騰するのではないかとという問いに対しては、日本の医薬品の再審査期間及び保険給付における価格決定プロセスは変更されず、医薬品の価格に影響はないというふうにしております。

1つ飛ばしまして、最後の部分でございますが、再協議規定によって関税がさらに引き下げられるのではないかとという問いでございます。

こちらにつきましては、下から3行目ですが、仮に発効後に協議を行う場合にも、バランスを崩すことのないよう対応を行う必要があります。日本が一方的に譲歩することは考えられないとしております。

次に、13ページをごらんください。

13ページにつきましては、2月4日の署名式において発表されました閣僚声明を掲載しております。下線部のみ御紹介します。

我々の焦点は、現在、各国の国内手続の完了に向けられているとありまして、発効に向けて国内手続を完了させる必要があるという認識を確認しております。

また、一番最後の丸ですが、我々は、域内にわたる多くのエコノミーが表明している関心を認識とされております。これにつきましては、外務省等の資料では、韓国、タイ、フィリピン、台湾等の国、地域もTPPに関心を示しているということで、中国も、TPPについて開放的な態度とし、将来的な参加の可能性は排除していないというふうにしていただいております。

次に、14ページをごらんください。

14ページにつきましては、TPP協定の発効規定でございます。

若干ケースが分かれておりますが、上の吹き出しのケース1というものが一番最短のも

のでございます。ケース1、最短の場合、全ての原署名国が国内法の手続を完了した旨を通報した後の60日で発効するというので、全ての署名国が国内手続を完了すれば、その後60日で発効するというのが最短のスケジュールでございます。

こちらにつきましては、理論上は、本年の4月から2年後、2018年の4月まであり得るというふうにしてあります。

ケース2番でございますが、こちらにつきましては、2月4日の署名の日から2年の期間内に要件が満たされた場合、署名の日から2年を満了した後の60日に効果が生じるというものでございます。

この要件につきましては、上の点線に囲んでいる部分でございます。各国の2013年のGDPの合計が85%を占めて、かつ少なくとも6つの原署名国が国内法の手続を完了したという場合にされてあります。

ちなみに、2013年のGDP合計に占める割合は、アメリカが約60%、日本が約18%ということでございます。どのケースであっても、発効するためには日米2カ国の国内手続が完了するということが必須でございます。

最後、ケース3でございます。ケース3は、署名の日から2年の期間を経過した後、つまり2016年の2月に署名しておりますので、2018年の2月以降になります。この2018年の2月以降に先ほど申し上げた要件が満たされた場合は、自動的に60日以降に発効するという形でございます。

こういった形で、発効手続が規定をされているところでございます。

国においては、3月にもTPP特別委員会が設置されるのではないかと、そういう報道も上がっております。このような国内手続に関する動きのほか、政策大綱で検討の継続項目とされた政策の具体的内容に関する議論についても、注視していく必要があるというふうにしてあります。

執行部といたしましては、TPPの迅速かつ的確な対応を念頭に、引き続き県議会の皆様と連携しながら、政府要望等を行ってまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

企画課からの説明は以上でございます。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

前回の12月のこの特別委員会におきまして、TPPの農林水産物に係ります定性的な影響について、本県の考え方を御報告させていただいたところでございますが、国が試算しました場合に、さらに精査するというような御報告をさせていただいていたと思いません。

その後、国が定量的な影響額を公表いたしました、まず、先ほども説明がありましたけれども、全国ベースで1,300億から2,100億という試算結果が出されたところでございます。

これを踏まえまして、本日、別冊の資料を用意しておりますが、TPPに伴う熊本県への影響ということで御報告させていただきたいと思えます。

表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目をごらんください。

まず、県内農林水産物へのTPPの影響を、全体イメージということで、影響試算の全体像を説明させていただきます。

緑色の上の四角のところでございますが、記載しています影響額は、国においてTPP政策大綱に基づく対策が講じられることを前提とした試算ということです。また、今後、国の対策が十分でない場合は、さらに影響が大きくなる可能性があります。これが試算の前提でございます。

以下、試算をAからDの4種類書いております。

まず、一番下の青色の枠のところをごらん

ください。

この青の部分が、国の試算方法を本県に当てはめた場合の試算額でございます。米から、ずっと水産物、林産物までございますが、A欄として34.1億から61.1億円としております。

一番下の右側、黄色の部分でございますが、これは国の試算にない品目、野菜でございますけれども、追加した部分で、Bとしていますが、Bが6.8億円と試算しています。

中段の黄色の部分でございますが、国は、生産量への影響はないというふうにしておりますが、生産量への影響を検討、試算した部分、これがCとして27.2億円から50.5億円。

それから、一番上の黄色の部分ですが、これは米への影響の部分でございます。

国は、米への影響はゼロとしておりますが、米への影響を試算した部分、Dが13.6億円ということで、右上のピンクの四角の部分をごらんいただきますと、枠が最終的な結論になるんですが、国の試算方法に基づいた試算額が、Aとして34.1から61.1億円、さらに、県独自で上乗せ影響を検討した分として、BプラスCプラスDということで47.6から70.9億円、AからDをトータルしますと、81.7から132億円となります。これが本県が試算した影響額となります。

2ページをごらんください。

2ページ以降につきましては、今申し上げましたAからDのそれぞれの個別の試算の考え方を記載しておりますので、順に御説明させていただきます。

まず、2ページのところでございますけれども、ここは、国がどういう考え方で試算を行ったか、国の試算の考え方について記載しております。

国は、農林水産物33品目について、価格の低下の影響を試算しております。

2つ目のポツですが、平成27年11月25日に決定された国の政策大綱に基づく対応を考慮

した上で試算をされているということ、それから、国内対策によりまして生産量は維持されるというふうな前提になっております。

それから、一番下のポツですが、輸出増加による影響、人口減少等による消費量の将来動向等は考慮していないといった、そういった前提で国が試算をされておるところでございます。

次、3ページをお願いいたします。

3ページは、今申し上げた国の考え方で試算した方法を、それを県にそのまま当てはめた場合の試算Aでございます。

本県の農林水産物は、15品目について試算をしております。それから、牛肉の和牛等の比率、豚肉の銘柄比率等は、本県の実情を踏まえて試算しております。それから、かんきつのうち中晩柑については、国が試算したナツミカンや伊予柑等に加えて、河内晩柑、ネーブル、不知火などを追加して試算しております。

その結果、3ページの左下の青枠のところですが、農林水産物への影響額として28億円から54.2億円、林産物、合板への影響として5.3億円、水産物への影響として0.8億円から1.6億円、合計で34.1億円から61.1億円となっております。これが国の試算方法に当てはめた額となっております。

参考までに、右の欄で、表に全国の影響額を掲載しておりまして、トータルで1,300億円から2,100億円というのを一番下のほうに書いてございます。

さらに、参考までに、前回、これは平成25年の3月に国が試算額を出しておりますが、3兆円と出していたときの試算でございますが、一番下の右側に3兆円と四角囲みで点線の枠に書いておりますが、そのときの県の影響額は、少し左の真ん中ぐらいに869億円と点線囲みに記載しておりますが、これは25年3月のときの試算を参考までに書いております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

この黄色の部分が、県独自の影響試算の考え方でございます。

県といたしましては、生産現場の要望や不安の声をしっかりと受けとめ、県内農林水産物への影響をできる限り幅広く整理していくという観点から、国に基づく試算に加えて、県独自の試算を検討いたしております。

2つ目の丸ポツですが、県内農林水産物への影響額につきまして、実施可能な範囲で、以下3種類について、国に基づく試算に加えて独自に試算しております。

Bと書いていますが、品目の追加、これは野菜の部分、それからC、生産量への影響検討、それからDが米への影響検討ということでございます。

その下、県独自の品目、野菜の追加Bについてということを書いておりますが、まず野菜は、国の試算の対象外というふうになっているため、県内生産が盛んな品目を中心に、トマト、イチゴ、メロンなど、10種類について独自に試算をしております。

野菜については、現行関税が低率である点、それから、輸入がある場合でも、時期的なすみ分けがなされている点などを考慮して試算しているところでございます。

一番下の丸のところでございますが、野菜の影響額としましては、6.8億円という試算をしております。

次、5ページをお願いいたします。

5ページの上段、次に、生産量への影響の検討Cでございます。

国の試算では、価格が低下しても生産量は減少しないという想定になっておりますが、本県では、価格低下に伴って生産量が減少するものというふうに想定をいたしました。

データが把握できる範囲で、一定の仮定を置いて、その影響額を独自に試算しております。生産量の減少率は、価格の低下率と同率

と仮定して算出しております。

そういった計算をすると、3つ目の丸ですが、生産量への影響検討Cの試算結果として、27.2億円から50.5億円という試算結果を出しております。

次に、その下、県独自、米への影響検討Dについてでございます。

TPPによりまして、7.84万トン——年間ですが、のSBS米の輸入増加が見込まれておりまして、業務用途向けの本県産米に影響するおそれがあるというふうに考えてございます。

具体的には、業務用向けの本県産米の価格がSBS米の価格にまで低下した場合、価格差が今24円あるというふうな想定ですが、そういう想定をして試算をしております。

計算式は、一番下の3つ目の丸に書いているような計算式におきまして、米への影響額Dが13.6億円というふうな試算をしているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、今、ABCそれぞれの方を申し上げましたが、冒頭の繰り返しにもなりますけれども、国の試算方法に基づく試算A、青色の部分、それから、県独自で検討した分が黄色の部分、BプラスCプラスD、これを加えますと、トータルで81.7億円から132億円の影響が想定されるという試算を行ったところでございます。

今後、TPP協定や関連法案につきまして、国会で議論が展開されていくこととなりますけれども、今回の影響試算額では、国において万全の対策が講じられることが前提となっているところでございます。

県といたしまして、まずは国の責任において、TPPに対する懸念と将来への不安を払拭するための万全の対策を講じていただく必要があるというふうに考えております。県としましては、引き続き国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

その上で、県としましては、TPPいかににかかわらず、今後とも稼げる農業をさらに加速化するとともに、今回の試算も生かしながら、地域の実情に即した施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

試算額の説明は以上です。

○前川収委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、TPP、今2つ御説明いただきましたけれども、どちらからでも結構でございます。質疑があれば、挙手の上で質疑を受けたいと思います。

○西岡勝成委員 蒲島知事は、この決議に関して、当初から、それぞれ各県によって、また地域によって、影響を受ける品目なり、いろいろなあれが違ってくると、そこで、それに適応した施策を国に求めていくというようなお話をされておられましたけれども、今回の補正予算で、そういうのを踏まえて予算がついているのでしょうか。

○白石農林水産政策課長 国におきましては、今回の補正予算で、TPP関連対策要綱に基づいて施策を展開するための予算、体質強化として3,122億円計上されてございます。

県におきましては、この2月補正予算において約86億円のTPP関連ということで、これはあくまでも国の対策要綱に関連した部分として計上すると86億円ということでございまして、こういった国の補正予算を最大限に生かして、これまで進めてきた稼げる農業について、さらに加速化していきたいというふうに思っておりますし、それだけがTPP対策じゃございませんので、通常対策も含めて、しっかりと取り組んでいきたいというふ

うに思っております。

○西岡勝成委員 影響度合いはそれぞれ数字でも示していただきましたので、補正予算も含め、今後の対策をきちとした形で進めていけば、その影響というのを、悪い影響を抑えていくことができますので、その辺は農家の人たちと連携をとりながら進めていただきたいと思います。

○前川収委員長 政策の自由度については、今答弁がなかったようではありますが、県からの要望の中には、それぞれの県に応じた自由度の高い補助金をという話があったんですけども、今回の補正も含めて、来年度当初はまだこれからでしょうけれども、その自由度の部分はどうか。

○白石農林水産政策課長 年末から、県議会の先生方とも一緒になって国にも要望をしてきました、今委員長おっしゃいましたように、自由度の部分、それから息の長い対策をということで要望してまいりまして、国のほうでも、今回の補正予算では、基金を国に積み立てるなどされて、ある程度柔軟な対応ができるような予算組みもされているような部分もございますし、今後も引き続き、県としても、そういった、知事がおっしゃっている自由度、それから息の長い対策をということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○前川収委員長 ほかの皆さんから、ほかにございませんでしょうか。

○西聖一委員 県の独自試算をまた国に準じてしていただいて、話を聞いていると、あんまり影響はないような感じもちょっと受けるんですね。

私はすごく危機感があって、蒲島知事は、

もう国難に相当する懸念ということを議会でも表明されていますけれども、何か執行部の今回の試算でいくと、それを打ち消すような印象を受けるんですが、その点はどうでしょうか。

○白石農林水産政策課長 確かに、前回の25年3月のときの試算は、熊本県で869億円という試算、まあ国に準じた試算をしたときにはありましたけれども、即時関税が撤廃され、全く対策を打たない場合という前提がございました。今回、国の試算では、いわゆる政策大綱に基づいた対策を打った後の影響ということで、そこが大きく違うものですから、前回から大きく下がったような形になっております。

我々としては、一つの今回の試算を踏まえて、最初に前提を申し上げましたけれども、国が政策大綱で対策をやっても、なおこれだけの影響が出るというふうな額になっているということで、これは逆に言うと、対策をやってもまだこんなにマイナスがあるということは、我々としても、しっかり危機感を持ってやらないかんだらうと思っておりますし、試算のところにも書いていましたけれども、少しでも不十分であれば、さらに影響額は大きくなっていくということからすれば、しっかり万全の対策をとっていただくように国にも要望する必要があるし、我々としても、しっかり頑張っていかないかんというような考え方ではいるところでございます。

○西聖一委員 対策を打ってもこれくらいまだマイナス差が出るということであれば、もっとしていかないかんと思っておりますし、あともう一点は、現況の生産規模はもちろんアップしていくことも条件ですけども、このTPPが導入されて、農家の高齢化とあわせて、やっぱりやめていく人が相当数出てくるんだと思うんですけども、そういうのは今回カ

ウントに入っていないような気がするんですよ。想定以上にどんと落ちたときに、それはTPPの影響なのか、後継者というか、担い手がいなくなったから減ったのかという話が、またその次の段階で出てくるような気がするんですけども、その点は何か考えていらっしゃいますか。

○白石農林水産政策課長 おっしゃいますように、今回は、そういった将来的な担い手の減少の話とか消費がどうなっていくとかいうのは、全く試算の中には入っていないということでございますので、これも繰り返になります。これまでやってきた農林水産の体質強化策、それから、特にやっぱり中山間地対策あたりについては、非常に今回のTPP大綱でも具体的にはなかなか出てきていませんので、担い手対策を含めて、しっかり力を入れて取り組んでいく必要があるというふうに、改めて感じているところでございます。

○荒木章博委員 今、国からの助成を含めた取り組みなんですけれども、使いやすい取り組みのやり方、本会議でもちょっと言ったんですけれどもね。それとまた、やっぱりある程度簡素化して一元化をして、アドバイスをしていくということについて、再度お尋ねしたいと思います。

○白石農林水産政策課長 国の交付金あたりで、今先生おっしゃいますように、まだなかなか使い勝手が悪くなっていたり、農家の方からそういった話も聞いたりいたしますので、当然、国にも要望しますし、県の部分で工夫ができる部分なり、いろいろ声を聞いて対応できる部分については、しっかり対応していきたいというふうに考えていますし、今後もそういったお話を伺いながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○荒木章博委員 そういふところを本当に手厚くしてやるのが、今回一番大切なことだというふうに思うんですよ。

それと、労働力のやっぱりどうしても不足に関して、高齢者でもあるということと、やっぱりその体力を強くしていくためには、労働力の不足に対する補いの仕方という部分について、ちょっとお尋ねしたいと思います。どういふふうに考えておられるか。

○前川収委員長 労働力が減っていくことに対する補い方。

○白石農林水産政策課長 確かに、まず高齢化であったり、担い手不足というのがやっぱり一番大きな課題だというふうに思っていますし、先ほども言いましたように、今、中山間地でももう担い手がないということで、非常に大きな、厳しい声も上がってきておりますので、そういった担い手対策、特に、国の補正予算の中でも担い手確保対策ということでいろいろ、人・農地プランによって担い手を確保していくとか、さまざまな新しい施策が出てきておりますので、一番の重要課題として担い手の確保対策に取り組んでいきたいと思っています。

○荒木章博委員 わかりました。

その担い手対策に取り組んでいく中で、どんなことを積極的にされていくのかなと思っておりますね。

○濱田農林水産部長 今委員から御指摘の部分、ちょっと2通りあると思うんですが、まず担い手として——これは農業の担い手、生産者ですね。担い手としては、やはり既存の担い手、これは認定農業者等が中心になると思いますけれども、ここら辺の力をアップして行って、多くの生産余力というか、それを膨らませてほしいというのが1つあると思う

んです。

それと同時に、新しい人材、新規参入就農者ですね。ここを何とかしてふやしていく。新規就農者の中にも3種類います。親元就農だったり、全く新しいところから来たり、あるいは法人に勤めると、そういった態様の方々もいらっしゃいますので、この新しい人材も含めてふやしていく。この二人三脚の流れの中で、やはり全体的に力強い担い手、これはもう少数精鋭になろうかと思いますが、そういったのをつくっていくという対策でございます。

ことしから、親元就農あたりも力も入れますし、新規参入は、ネットワークを強化してやっていこうというふうにしておりますので、こういった対策を担い手ではやっていきたいと思えます。

もう1つ、労働力の話が出ましたけれども、これは担い手とはまたちょっと切り口が違って、例えば、熊本県、施設栽培あたりが非常に盛んです。一時期に必要な労働力が集中するという状況もあります。こういった対策が一つまた重要になってくるかと思えますので、これは実は国のほうでも新しい施策をお考えでございます。我々も、もちろん前々から地域JAと一緒に頑張って勉強会をしていますけれども、こういったのを使いながら、この労働力の確保と言われる部分についても取り組んでいこうというふうに思っております。

○荒木章博委員 一応その3点に力を入れて、担い手の育成やら含めて、今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

終わります。

○前川収委員長 ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○岩本浩治委員 国の試算対象外に野菜が入

っているんですが、これは価格にあんまり影響しないということで国が試算対象外にしておるものと思うんですが、ただ、県の野菜の追加から見ると、やはり6.8億円減少するというふうなことになっているんですが、国は、どうして試算対象外に野菜はなっているんでしょうか。

○白石農林水産政策課長 まず、国の試算の考え方で、生産額が10億円以上、かつ関税率が10%以上というのを線を引いてございまして、野菜の場合が3%とか6%とかの関税になっておりますものですから、そこでまず関税率が低いということで対象外になっているということでございます。

○岩本浩治委員 関税率で。

○白石農林水産政策課長 関税率が低いということで対象外になっているということでございます。

○岩本浩治委員 ただ、ですけれども、野菜農家に影響が出てきますよね。と思うんですが、これは、引いてある以上はもうしようがないということになってくるんですかね。

○白石農林水産政策課長 そういつて国が外しているの、県としては入れたという考え方でございます。

○前川収委員長 熊本県にとっては大変大事な作物ですから、国の試算の中の前提には入っていないけれども、県は、独自にそのことを対象として試算していただいたということであります。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○山本伸裕委員 この委員会資料の6ページにも書かれておりますけれども、価格が下が

っても、対策を打つことによって生産性が上昇する、それで結果的に生産量は減らないんだという政府の説明だと思うんですけども、前回の試算のときに、生産性向上効果ということが組み込まれて、価格が1割下がれば生産性は1割向上するという計算でされているんですね。

今回、その前回の試算から20分の1ぐらいの影響額ということで、大幅に縮小されているわけですけども、そうするならば、この生産性が相当加速度的に向上するというような前提になっているんじゃないかと思うんですけども、その生産性向上効果はどの程度組み込まれているのかというのはわかりますか。

○吉田企画課長 政府のほうで策定されておりますG T A Pモデルですけども、ちょっと詳細については把握をしております。

○山本伸裕委員 かなり、前回の試算から20分の1というレベルですから、対策を打たれるのは当然のことだろうと思うんですけども、対策を打つから生産量は減らないというのは、もう生産性上昇が物すごい増幅されているんじゃないかというようなことを推測するわけですよ。これは、ちょっと絵に描いた餅みたいなどころがありはしないかと。そういうところでは、かなりやっぱり政府の影響をうのみにすると、相当危ないんじゃないかなという印象を持ったところです。

以上です。

○前川収委員長 今山本委員の意見の中にございましたところを加味して、県のほうでは、生産量が減ること、価格が下がれば生産量が減りますということ、価格減少率と生産量減少率を同率として試算したということだと伺っております。

ほかに皆さんからございませんでしょう

か、意見は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なかなかこの数字だけ見ても、恐らく本当に、まあ計算上の、机上の話だから、中身がどうなのかというのは本当に難しい部分があるというふうに思います。

もし御意見がなければ、意見書の内容についてのお話をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 議論は尽きないし、非常に不安も含めて、我々が思っていることは、皆さんと共有できていると思います。

そこでであります、皆さん方の机の上に、T P P協定に対する意見書(案)というものを outs させていただきました。

先ほどの説明にもございましたとおり、政府は、今国会中に批准を求める議案を国会に提出されるというお話を聞いております。また、今の国会の都合でいけば、参議院選挙が7月にあるということをお前提とすれば、6月中ぐらいには恐らく通常国会が終わると。それまでに批准の手続が終わるということが前提となるというふうに思っておりますので、ある意味、今のこのタイミングでちゃんと我々の意見を述べておかないと、審議が始まってしまつて、もう終わった後に意見を出すということにもなりかねないというふうに思っておりますので、あえてこのタイミングでまた outs させていただきたいというふうに思っております。

そこで、内容については、これまで主張してきた部分とほぼ同じような部分が多いわけではありますが、とりわけ重要5項目の確保を最優先とした衆参の農林水産常任委員会における決議の遵守、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において——もう審議するということになると思いますので、十分審議を尽くしていただくということ、これが第1項目であります。

それから、2番目には、これは前回にもお願いしましたが、TPP対策予算というものが、既存の農林水産予算に支障を来すことがないようにやっていただきたいと。

といいますのは、今ですら生産農業者の平均年齢が65歳、10年前は55歳だったと。TPPの影響がなくても、そのままであれば10年後75歳になってしまうという、そういう農業情勢が現状としてあって、その上でTPPというものがあるわけでありますから、そこについては、ぜひ守っていただきたいというような内容にしております。

それから、インフラ整備を初めとしたハード、ソフト一体的な中長期対策ということ。それから、中山間対策もあわせてお願いしたいと。中山間、農山漁村対策ですね。ということであります。

それからもう一つは、食の安全という前提の中で、消費者の食料品への不安を解消するために、食の安全、安心の確保ということに万全の対策を講じていただきたいというこの3つの大項目ということになっておりますので、この意見書で提出させていただきたいと思っておりますが、委員の皆さんから御意見をいただきたいというふうに思います。

○山本伸裕委員 御提案いただいた文章の、気持ちとしては私も同じような気持ちであるというふうに思います。

ただし、政府の今回の説明を聞くならば、やはり我々の気持ちが酌み取られていないんじゃないかという気がするんです。例えば、7ページに書かれておりますけれども、国内対策により引き続き生産量は維持されると、農家所得は確保されると、食料自給率はおおむね維持されると、あるいは10ページでも、万全の対策を講じていくと。

要するに、先日質疑をさせていただきましたけれども、農林水産部長の答弁によると、今回の県の補正は、県が進める稼げる農林水

産業の実現に資する事業が盛り込まれているというようなことで、そういう点では、政府が今進めていることの肯定にしかならないんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、やっぱり、私、国会決議違反ではないかということを指摘させていただいたんですけれども、今この説明を見ると、生産量が減少しない、再生産可能な対策が打てれば、国会決議は守られたことになるんだというような説明をされているような印象があるわけです。安倍首相も、国会決議を守ることができたというようなことをおっしゃっているわけで、そういう意味では、そうではないんじゃないかというような、そういう趣旨の意見書を私は国に対して出すべきではないかというふうに思います。

そういう点で、ぜひ意見書に国に対しての意見を上げていただきたいというのが私の意見です。

○前川収委員長 国会決議が守られているか否かという部分については、国会の中で十分議論すべき内容だというふうに私どもは、少なくとも私は思っております、第三者が守られているか守られていないかをちゃんと決めつけるというのは、なかなか難しいのじゃないかなというふうに思っております。

ですからこそ、決議の遵守と、決議をしっかり守ってくださいということの文言をちゃんと入れさせていただいていると、そのことを前提に国会において十分審議を尽くしていただきたいという内容になっているということだと思っております。

ほかに。

(「よし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 いいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 じゃあ、ほかに御意見がないようであれば、採決をとらせていただきたいと思いますが、それでは、この意見書(案)

を議長に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 御異議がありますので、意見書(案)を提出することに賛成の皆さん方の挙手を求めたいと思います。

（賛成者挙手）

○前川収委員長 挙手多数でありますので、御賛同いただきましたので、この意見書(案)を議長に提出をさせていただきたいというふうに思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審議未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入りますが、その他で何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、本日の審議は終了いたします。

ここで、本年度最後の委員会でありますので、私のほうから一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

昨年の5月から、第1回委員会において委員長に選出いただき、それから6回の委員会を藤川副委員長とともに進めさせていただきました。

委員の皆さんには、昨年の10月のTPP協定交渉大筋合意から、今月4日の参加12カ国による協定署名など、非常に国際情勢の中で動きが出ている状況を冷静に捉えていただきながら、それぞれに御意見をいただき、県議会としての意見をまとめながら、それを国に提出していくというような形の中で議論をさ

せていただいたことを、大変ありがたく思っております。

この先、TPP交渉がどういうふうに移っていかかは、私どもがきちっと予見を持つわけじゃありませんけれども、少なくとも我々がしっかりと意見を述べていくことによって、例えば農産品に対する影響等々についても和らげていくことができるというふうに思っておりますし、場合によっては、国会決議が守られているかどうかという部分については、十分議論をしていただき、守られていないということであれば、批准しないという結果も含めて、出していただければというような思いも持っているわけであります。

非常に予断を許さない状況の中で推移をしてきておりますけれども、今後もその状況に注視をしながら、しっかり見守っていきたいと思っております。

また、この委員会に御出席をいただいている執行部の皆さん方の中で、4名の方が今年度末をもって御勇退をなさいます。大塚国保・高齢者医療課長、和久田薬務衛生課長、園田生産局長、田上管理調達課長、長年にわたって、県民の負託に応えるために、県政をお支えいただいた皆さんに、心から敬意を表したいというふうに思っております。

どうぞ、今後も、まだまだ余力があられるというふうに思っておりますので、県民の一人として、県勢の発展にしっかり力を尽くしていただければというふうに思っております。

それぞれの各位の御活躍をお祈り申し上げ、簡単でありますけれども、閉会に当たっての御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後2時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
TPP対策特別委員会委員長